

労 発 基 0 8 3 0 第 8 号
令 和 元 年 8 月 3 0 日

各建設関係団体の長 殿

厚生労働省北海道労働局長



建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施について

日頃より労働行政の推進につきましては、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、建設業における7月末現在の死亡者数は昨年の8人から10人と2人増加(+25.0%)し、全国的に見てもワーストワンの状況です。

死亡労働災害を事故の型別でみると「墜落、転落」が4人で最も多く、次に「崩壊、倒壊」、「交通事故(道路)」が各2人、「転倒」、「飛来、落下」、「激突され」及び「はさまれ、巻き込まれ」が各1人となっています。

建設業の死傷労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、死傷者の約3割がこの時期に発生しています。

これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒災害、火災災害の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

つきましては、下記事項について積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、10月25日から10月31日までの「建設安全週間」には、傘下会員事業場に対して、この期間に「建設工事パトロール点検表」(別添)を活用した「建設工事パトロール」が実施されるよう御配意願います。

記

- リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」(別紙1)の会員への配付、周知
- 全ての店社・工事現場での「懸垂幕(看板)」及び「安全宣言」(「懸垂幕(看板)」設置(別紙2)及び「安全宣言」掲示の取組実施要領(別紙4)参照) 掲示の取組の会員への周知
※北海道労働局のホームページに掲載しております。
【掲載場所】 ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>建設業の労働災害防止について
- 傘下会員等への「建設工事追い込み期労働災害防止運動」における労働災害防止対策の周知、指導



【担当者】 安全課 主任安全専門官

【電 話】 代表 011(709)2311 内線 3551

